

令和7年度県産農林水産物PRイベント企画・運営及び会場設営等 業務委託企画提案公募実施要領

この要領は、本提案に参加しようとする者（以下「提案者」という。）が留意すべき事項について定めたもので、提案者は以下の事項を熟知し、企画・提案を行うこととする。

福岡県農林水産物ブランド化推進協議会※¹では、福岡県産農林水産物のブランド化を促進するために実施する認知度向上及び消費拡大対策の取組について、その受託者を選定するための企画提案公募を以下に基づき実施する。

※1 福岡県農林水産物ブランド化推進協議会について

福岡県及び県内の農業・畜産・漁業団体が一体となって、福岡県の農林水産物のブランド化を推進するために組織された団体
事務局（窓口）：福岡県農林水産部園芸振興課流通振興係

1 事業の目的

県が誇る自慢の農林水産物を消費者にPRし、認知度の向上や消費拡大につなげることを目的に、各食材が主役となる料理の販売や、その場で農林水産物が購入できるイベントを開催するもの。併せて、福岡県産農林水産物をPRするキャンペーンスタッフ「福岡うまかもん大使」を新たに選定するための募集や審査会、選定された新大使に対する研修及び制服等の制作を実施するもの。

2 事業の内容等

「令和7年度県産農林水産物PRイベント企画・運営及び会場設営等業務委託仕様書」のとおり

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月19日まで

4 予算規模

10,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※当該業務について、予算額以上の規模とする場合、超過する金額を提案者自ら募集する企業協賛金等をもって充てることを妨げないが、実現可能な金額となるよう、確実性の高い業務の提案を行うこと。実際に協賛企業を募集・選定する際は、県と事前協議を行うこと。なお、県はこの超過する金額について、一切負担しない。

5 参加資格

次の要件をすべて満たす者であること。

- （1）福岡県内に事業所（本社又は支社等）を有していること。
- （2）当該委託業務を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- （3）福岡県競争入札参加資格を有していること。

- (4) 過去において、国・地方公共団体又は民間事業者と本業務に類似する業務の契約を締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した実績があること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しないこと。
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でない者。
- (7) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者ではないこと。
- (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (10) 監督官庁より業務停止処分又は業の免許もしくは登録の取消処分を受けていないこと。
- (11) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

6 失格

次の各号に該当する者は失格とし、応募を無効とする。

- (1) 前項5の参加資格に定めた要件が備わっていないとき
- (2) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき
- (3) 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- (4) 提案書等の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき
- (5) その他、不正な行為があったとき

7 企画提案公募スケジュール（予定を含む）

令和7年7月31日（木）	公募開始
8月 7日（木）	質問受付締切
8月12日（火）	質問に対する回答
8月14日（木）	参加意思表明書受付締切
8月18日（月）	提案参加辞退届受付締切
8月20日（水）	企画提案書受付締切
8月25日（月）	一次審査（書面審査）の合否通知
8月27日（水）	最終審査（プレゼンテーション）
8月末	審査結果通知
9月上旬	契約の締結

8 問い合わせ先及び企画提案書等提出先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号（県庁5階）

福岡県農林水産物ブランド化推進協議会 事務局 藤田・廣松 宛

（事務局：福岡県農林水産部園芸振興課流通振興係）

電 話：092-643-3486／FAX：092-643-3490

9 手続き等

(1) 事前説明会

実施しない

(2) 質問について

本公募要領や仕様書に関する質問がある場合は、「質問書」(様式1号)に必要な事項を記入のうえ、下記により提出すること。

① 質問書提出期限 令和7年8月7日(木) 17時

② 提出方法

メール(アドレス: engei@pref.fukuoka.lg.jp)により、「質問書」(様式1号)を送付するとともに、受信確認のための電話をすること。

③ 質問に対する回答

令和7年8月12日(火)までに福岡県ホームページに掲載する。

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わる場合は、質問者に対してのみ回答する。

(3) 提案参加申込書の提出

参加を希望する者は、提案参加申込書を提出すること。提案参加申込書の提出がない者の参加は認められない。

① 提出書類: 提案参加申込書(様式2)

② 提出期限: 令和7年8月14日(木) 17時必着

③ 提出方法: 上記8に持参又は郵送すること。

(4) 企画提案参加の辞退

提案参加申込書の提出後、提案参加を辞退する場合は、提案参加辞退届を提出すること。

① 提出書類: 提案参加辞退届(様式3号)

② 提出期限: 令和7年8月18日(月) 17時必着

③ 提出方法: 上記8に持参又は郵送すること。

(5) 企画提案書等の提出

① 提出書類及び部数

ア 企画提案応募書(様式第4号) 1部

イ 企画提案書(任意様式)(A4版横置き、片面印刷) 11部

※企画提案書は別紙「企画提案書作成要領」により作成すること。

ウ 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)及び定款の写し 1部

エ 決算書、事業報告書等の経営の内容が分かる書類 1部

オ 応募者の業務概要が分かる書類(パンフレット等) 1部

② 提出期限

令和7年8月20日(水) 17時必着

③ 提出先及び提出方法

上記8に持参又は郵送

※電子ファイル及びFAXでの提出は受け付けない。

※特定記録又は簡易書留とし、封筒の表に「企画提案書類在中」と記

載。

(6) 応募の無効

本要領に示した公募参加の資格がない者、提出書類に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。

(7) 留意事項

- ① 提出された企画提案書類は当該業務の委託先の選定のみに使用する。
- ② 企画提案書類の作成に要した費用等は、提案者の負担とする。
- ③ 提出された企画提案書類は、採用の有無に関わらず返却しない。
- ④ 企画提案書は、情報公開請求を受けた場合、県情報公開条例に基づき原則として開示する。

10 事業者の選定

(1) 選考方法

一次審査（書面審査）を通過した企画提案書について、外部委員を含む「福岡県農林水産物ブランド化推進協議会事業に係る委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）の選定委員による最終審査（プレゼンテーション）を行い、最も優秀な提案を行った事業者を委託候補事業者として選定する。

① 一次審査（書面審査）

- ・事業者から提出された企画提案書類をもとに書面審査を行う。
- ・審査結果については、後日、企画提案者全てに文書で通知する。
- ・審査結果に関する質問には応じない。

② 最終審査（プレゼンテーション審査）

- ・一次審査を通過した企画提案書を基に最終審査を行う。
- ・プレゼンテーションは、提出した企画提案書を用いて実施することとし、プレゼンテーションの時間は1社30分（説明15分、質疑15分予定）とする（審査は非公開とする。）。)
- ・プレゼンテーションの順番は県が指定し、応募数によっては説明時間の短縮等を行う場合がある。
- ・最終審査通過事業者が1社の場合も、提案企画のプレゼンテーションを行うこととする。
- ・審査会を正当な理由なく欠席した場合、当該提案は無効とする。ただし、やむを得ない理由により欠席した場合は、選定委員会において協議の上、対応を通知する。

③ 主な審査項目

- ・県産農林水産物の魅力を最大限に引き出し、ターゲット層に響くような企画内容と、その実現性が具体的に示されているか。
- ・イベントを円滑に運営するための強固な体制と、質の高いスタッフを選定・育成する計画が具体的に示されているか。
- ・イベントの効果を最大化する広報戦略と、その実現に必要な予算が適切に計

画されており、これまでの実績に裏打ちされた遂行能力があるか。

④ その他

- ・プレゼンテーション審査は、各委員の評価点の合計が満点の6割を最低基準点とし、合計点数がこれに満たない場合は選定しない。
- ・提案者が1社の場合、合計点数が最低基準点以上のときは委託先候補者として選定する。
- ・評価が同点の場合、各委員からの意見を参考に、選定委員会委員長が委託先候補者を決定する。

(2) 選定結果の通知及び公表

審査の結果については、審査後速やかに提案者に通知するとともに、福岡県ホームページにおいて公表する。

1 1 契約について

選定委員会で選定された事業者（以下「委託先候補者」）と契約締結の協議を行い、契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容変更の協議も含むものとする。

- (1) 福岡県は、委託先候補者と具体的な委託業務内容等について協議を行い合意に達した場合に限り、随意契約の方法により、当該合意内容に基づいた見積書の提出を依頼する。なお、当該見積額が予定価格以下であれば、委託契約を締結するものとする。
- (2) 契約締結に係る諸費用（印紙代等）は、委託先候補者の負担とする。
- (3) 委託業務内容は委託先候補者が提出した企画提案書を基本とするが、契約協議の過程及び関係者との協議の過程で、本県が内容の修正を求めることがある。
- (4) 協議は委託先候補者としての順位が上位の候補者から行い、合意に至らない場合、次順位の委託先候補者と協議を行うものとする。
- (5) 契約にあたっては、福岡県財務規則第169条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として福岡県に納めることとする。なお、この契約保証金は、契約が支障なく履行されたときは、契約期間満了時に全額返還とする。また、福岡県を被保険者とする履行保証契約を保険会社と締結した場合や、過去2年間の間に県もしくは他の地方公共団体と種類及び同規模の契約を数回以上にわたり締結し、これをすべて誠実に履行した場合等など、契約保証金が減免される場合がある。
- (6) 委託料は、事業の実施に必要な全ての経費（会場費、人件費、旅費、材料費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料、謝金、保険料、撮影費、編集・録音費等）を含むものとし、原則として領収書等で確認できるものを対象とする。ただし、委託候補者による会合や飲食費や、委託業務とは直接関係のない経費、備品の購入など業者の財産取得となる経費は対象外とする。
- (7) 福岡県暴力団排除条例の施行に伴い、契約にあたっては、「誓約書」を提出することとする。また、契約締結後に受託者が暴力団関係者に該当すると判明した時は、当該契約を解除するとともに違約金を徴収する。

1 2 事業報告

委託期間満了後、速やかに事業実施報告書を提出すること。なお、事業実施に要した経費については、金銭出納簿など収支を記載した帳簿を備え、経理状況を明確にしておくとともに、事業終了後5年間保管すること。

1 3 問い合わせ先

福岡県農林水産物ブランド化推進協議会事務局

（事務局：福岡県農林水産部園芸振興課流通振興係 藤田・廣松）

電 話：092-643-3486

FAX：092-643-3490

メール：engei@pref.fukuoka.lg.jp